

富里市スポーツ少年団補助金交付要綱

(平成19年3月30日告示第128号)

改正 平成22年1月26日告示第11号 平成22年4月1日告示第66号
平成25年3月25日告示第53号 平成28年3月31日告示第76号
平成31年3月26日告示第74号 令和4年3月18日告示第34号
令和5年3月14日告示第30号

(趣旨)

第1条 市長は、青少年のスポーツ活動を振興し、心身の健全な育成に資するため、富里市スポーツ少年団（以下「少年団」という。）が第2条第1項に掲げる事業を行うときに要する経費に対して、予算の範囲内において、富里市補助金等交付規則（平成19年規則第10号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、補助金を交付する。

(補助事業及び補助金額等)

第2条 補助対象となる事業は、次のとおりとする。

- (1) 青少年健全育成活動に係る事業
- (2) 指導者育成活動に係る事業

2 前項の事業に要する補助対象経費、補助金額及び補助率は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第3条 規則第5条の規定により、補助金の交付を申請しようとするときは、補助事業等の着手する前に補助金等交付申請書を市長に提出しなければならない。

(交付の条件)

第4条 規則第7条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容を変更し、中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

(承認申請)

第5条 前条の規定により市長の承認を受けようとするときは、補助事業変更・中止（廃止）承認申請書を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第6条 規則第15条の規定により実績報告をしようとするときは、補助事業等実績報告書を市長に提出しなければならない。

(交付の請求)

第7条 規則第18条の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、補助金等交付請求書を市長に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (平成22年1月26日告示第11号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年4月1日告示第66号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成25年3月25日告示第53号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日告示第76号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月26日告示第74号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和4年3月18日告示第34号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和5年3月14日告示第30号)

この告示は、公示の日から施行する。ただし、第34条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

別表 (第2条関係)

補助対象事業	補助対象経費	補助率及び補助金額
青少年健全育成活動に係る事業	登録費、報償費、消耗品費、食糧費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、使用料、賃借料、備品購入費、負担金、助成金	2分の1以内 限度額 500,000 円
指導者育成活動に係る事業	登録費、旅費、負担金	